

平成30年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催

平成30年5月22日(火) 13:30~15:00

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議事事項

議第 1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任命について

議第 2号 遊漁規則の一部変更について

協議事項 下りウナギの保護対策について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事務局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会長	議事録署名者を依頼。
【議第 1号】岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について	
事務局	<p>岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第3条第3項の規定「事務局長及び書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免。</p> <p>【内容】</p> <p>事務局の書記に、岐阜県里川振興課職員の小松史弥、加藤陸矢を任命、任命理由は県の人事異動によるもの。</p>
任命を認めることを可決。	
【議第 2号】遊漁規則の一部変更について	
事務局	<p>漁業法第129条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は牧田川、郡上、板取川上流、恵那、馬瀬川上流の5漁業協同組合</p> <p>○各漁協の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権番号内共第7号、牧田川漁業協同組合 <p>【変更内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減免対象者の現場加算額（現場で漁場監視員から日釣りの遊漁証を購入するに際の手数料）をアユについては700円から1,200円に、雑魚は700円から1,000円に値上げするもの。 2. 遊漁証の購入方法にオンラインシステムでの購入を明記するとともに、オンラインシステムで購入した遊漁証の様式、現場における現場監視員からの遊漁証提示に際しての対応などを規定するもの。 <p>施行予定年月日はいずれも認可の日。</p> <p>【変更理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昨年の一般対象者の現場加算料を見直しに引き続き、減免対象者への現場換算量の見直しを図るもの。 2. 遊漁者の利便性を高め、遊漁者数の増大を図るため

【妥当性】

現場加算料の額については従前から日釣り遊漁料金以下の加算を認めており、今回はその額以下である。

遊漁証のオンライン購入は遊漁者の利便性を向上させる取組である。

- ・ 漁業権番号内共第17号、郡上漁業協同組合

【変更内容】

1. 現在設定されている禁止区域のうち、吉田川の支流で犬啼谷の第一堰堤から下流について、禁止区域を解除する一方、犬啼谷より吉田川の下流に位置する赤谷川を新たに禁止区域に設定。
2. 郡上市美並町の長良川支流の戸谷川にある井堀ため池を特定釣り漁場に設定。対象魚種は、あまご、いわな、こい。期間は別に定める。釣りの方法をルアーに限り、料金は、1回1,300円。また、持ち帰りできる魚の数は3尾まで。

施行予定年月日は、いずれも認可の日。

【変更理由】

1. 犬啼谷の第一堰堤から下流については、アマゴ資源量が回復したので、一般漁場として活用し、犬吠谷川の下流にある赤谷川についてはアマゴなどの資源が減少しているため禁漁にして回復を図る必要があるため。
2. 戸谷川にある井堀ため池を特定釣り漁場として活用するもの

【妥当性】

赤谷川について行使規則でも禁止区域とするため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。

井堀ため池についても行使規則でも特定釣り漁場とするため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。

- ・ 漁業権番号内共第21号、板取川上流漁業協同組合

【変更内容】

1. アユの遊漁料について、日釣り遊漁料を現行の2,500円から3,000円に変更し、それに合わせて現場加算料を現行の2,500円から3,000円に変更するもの。減免対象者の額について、現行高校生、心身障害者のアユの日釣り遊漁料を1,250円から1,500円へ、年釣り遊漁料を5,000円から6,000円に変更するもの。
2. 現在無料にしている満80歳以上の者について、高校生、心身障害者と同額にする。

	<p>施行予定年月日は、認可の日。ただし、雑魚に関するものについては、平成 31 年 1 月 1 日。</p> <p>【変更理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。 2. 満 80 歳以上の減免対象者が年間 100 人前後と、組合経営において無視できなくなっているため <p>【妥当性】</p> <p>申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。</p> <p>遊漁料の減免措置の変更であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・漁業権番号内共第 2 8 号、恵那漁業協同組合</p> <p>【変更内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁証のオンライン購入の導入、 2. アユの年釣り遊漁証の様式の変更。 <p>施行予定年月日は認可の日。</p> <p>【変更理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁者の利便性を向上させ遊漁者の増大を図るため。 2. 遊漁証の偽造防止のため、 <p>【妥当性】</p> <p>遊漁証のオンライン購入は遊漁者の利便性を向上させる取組である。</p> <p>・漁業権番号内共第 3 2 号 馬瀬川上流漁業協同組合</p> <p>【変更内容】</p> <p>免除の対象を中学生以下から高校生以下に変更するもの。</p> <p>施行予定年月日は平成 3 1 年 1 月 1 日。</p> <p>【変更理由】</p> <p>若者が遊漁に接しやすい環境を整え、将来の遊漁者づくりに資するため。</p> <p>【妥当性】</p> <p>遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p>
委 員	<p>遊漁証のオンライン販売を一元化し、効率的に管理すれば普及するのではないか。</p>
委 員	<p>馬瀬川上流漁協が取組む高校生以下の遊漁料無料は、大変良いことである。今後、この取組によって、18 歳以上になって遊漁証を購入したかの追跡調査を行ってほしい。効果検証を行ってほしい。</p>
委 員	<p>オンライン販売について、遊漁者はスマホを使いこなせるが、漁場監視</p>

	員が高齢でありスマホを使いこなせないという問題がある。
	「意見及び異議なし」で答申することを可決。 (答申文案) 岐漁管委第 号 平成30年5月 日 岐阜県知事 古田 肇 様 岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫 第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申) 平成30年5月21日付け里川第114号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。
	【協議事項】 下りウナギの保護対策について
事務局	ニホンウナギの資源を守るため、産卵に向かう下りウナギの採捕を制限し、産卵親魚を保護しようとする機運が全国的に高まっている。今年開催予定の全国内水面漁場管理委員会連合会総会においても、全国内水面漁業協同組合連合会との強い連携のもと、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む方針が上程される予定で、議決される見込み。現在、内水面漁場管理委員会指示でウナギが海に下る10月頃から翌年3月頃まで採捕禁止としている県が8県ある。その他に、自主規制として漁協が前述の期間を採捕禁止としている県が4県ある。 本県においても、下りウナギの保護について検討する必要がある。検討のためには、下りウナギの採捕禁止に対する漁業関係者の意見、ウナギ漁の実態など把握する必要があるため、県内の各漁協に対しアンケート調査を実施することとしたい。次回委員会でとりまとめた調査結果と下りウナギの採捕規制の案を提示し、検討願いたいと考えている。
委員	ダムなどにより河川が遮断され、ウナギの遡上が無い漁場では漁協は漁獲することを前提にウナギ種苗を放流しているので、そのような漁業協同組合の組合員は採捕規制に対して反対するのではないかと。規制については十分に漁業協同組合の意見を聞いて漁協が納得できるようにすべき。
委員	消費者の立場では、将来にわたってウナギを食べられるようにするため、今我慢せよと言われれば消費者はウナギを食べることを我慢できると思います。採捕の規制によって何年か先に資源が増え、漁獲量が増えることは、漁業者にとっても儲かることであり、関係者に対し十分に説明のうえ規制に取り組むべきと考えます。
委員	規制には2つあり、愛知県などでは下りウナギそのものを採捕規制。一方、委員会指示で対応している県では、下りウナギの保護のためにウナギ自体の採捕を禁止している。表題が下りウナギの保全であるが、岐阜県の委員会指示はどちらになるのか。
事務局	委員会指示を出す場合は、下りウナギの採捕禁止ではなく、ウナギの採

	捕禁止期間を指示することになる。ただし、想定している禁止期間には、シラスウナギの採捕期間が含まれるなど、考慮しなければならない事項があるため、アンケート調査の結果も踏まえながら規制内容を検討する必要がある。
閉会	会長が挨拶し、閉会を宣言。